

健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度

健康DS保証

東京信用保証協会は、低保証料率の保証制度「健康DS保証」で、従業員の健康増進や、多様な人材が活躍するダイバーシティ経営の推進に取り組む中小企業のみなさまの成長・発展を応援します。

企業の成長・発展をサポートする

3つの特長

資金使途

運転でも設備でも
OK!

融資期間

最長10年まで
OK!

保証料率

通常の保証料率と比べ
15%低率

従業員の健康増進

- 健康診断
- メンタルヘルス
- 労働安全衛生など

企業

多様な人材の活躍

- 女性の活躍
- 高齢者・障害者雇用
- 次世代育成など

●新たな価値の創造
●組織の活性化

競争力の強化!

信用保証でサポート

通常より**15%低い保証料率**

我々におまかせください

※一般保証料率(無担保1,000万円超の場合)

ご利用いただける方

要件1

従業員数
5人以上
の中小企業者

+

要件2

健康企業経営・ダイバーシティ経営に関する以下のいずれかの認定や登録等を受けている

「健康企業宣言の証」 (協会けんぽ東京支部、健保連東京連合会 または 国民健康保険組合東京協議会)		「くるみん」または「プラチナくるみん」 (厚生労働大臣)	
「安全衛生優良企業」 (厚生労働省)	「えるぼし認定」 (厚生労働大臣)		「ユースエール認定」 (厚生労働大臣)
「とうきょう次世代育成サポート企業」 (東京都)	「TOKYO働き方改革宣言企業」 (東京都)	「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」 (東京都)	「東京都障害者雇用優良企業登録事業者」 (東京都)

or

健康企業経営・ダイバーシティ経営に関する以下のいずれかの取り組みを推進している

従業員の健康診断受診率が 80%以上 であり、診断結果に応じて 再検査の受診も推進	従業員に対する メンタルヘルス に関する啓発や教育を実施	女性、高齢者、外国人、障害者等 多様な人材を雇用 しダイバーシティ経営を推進
---	-------------------------------------	---

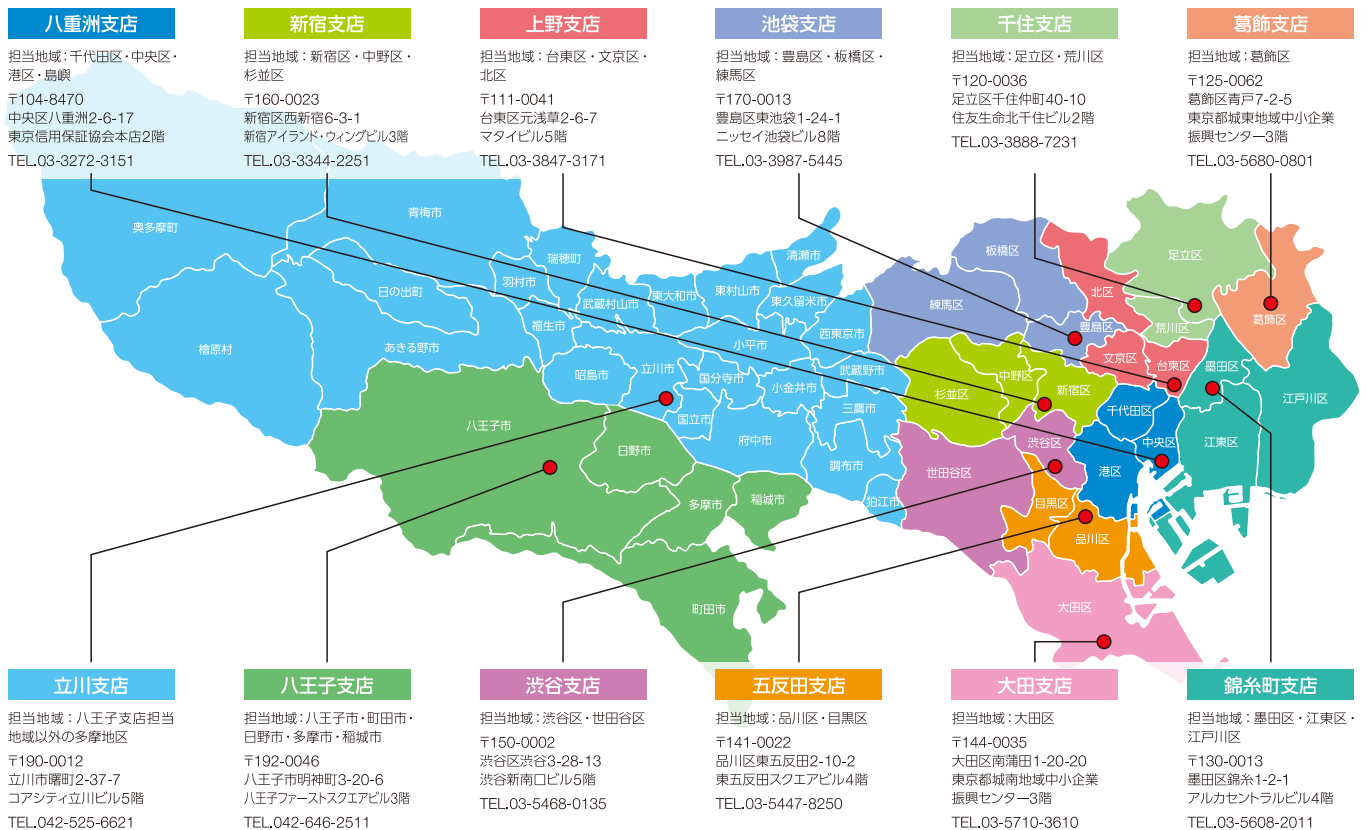
■ 制度概要

健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度【略称：健康DS保証】																																							
申込 人 資 格 要 件	以下のいずれかの要件(①～⑫)を満たす、従業員数5人以上の中小企業者 ① 全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部、健康保険組合連合会(健保連)東京連合会または国民健康保険組合東京協議会から「健康企業宣言の証」の交付を受けている(平成30年度末までに国民健康保険組合東京協議会から「健康企業チャレンジの証」の交付を受けた先を含む)。 ② 厚生労働大臣(東京労働局長)から「くるみん」または「プラチナくるみん」の認定を受けている。 ③ 厚生労働省(東京労働局長)から「安全衛生優良企業」の認定を受けている。 ④ 厚生労働大臣(東京労働局長)から「えるぼし認定」を受けている。 ⑤ 厚生労働大臣(東京労働局長)から「ユースエール認定」を受けている。 ⑥ 東京都の「とうきょう次世代育成サポート企業」に登録している。 ⑦ 東京都の「TOKYO働き方改革宣言企業」である。 ⑧ 東京都の「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」(過去認定企業を含む)である。 ⑨ 東京都の「東京都障害者雇用優良企業登録事業者」である。 ⑩ 従業員の健康診断受診率(直近)が80%以上であり、診断結果に所見があった場合に再検査の受診を推進している。 ⑪ 従業員に対し、メンタルヘルスに関する啓発や教育を実施している。 ⑫ 多様な人材(女性、高齢者、外国人、障害者等)を雇用してその活躍を促し、ダイバーシティ推進に積極的に取り組んでいる。																																						
融 資 限 度 額	2億8,000万円(組合4億8,000万円)																																						
対 象 資 金	運転資金または設備資金																																						
保 証 割 合	責任共有制度対象																																						
融 資 期 間	10年以内(据置期間1年以内を含む)																																						
返 済 方 法	分割返済(融資期間が1年以内の場合は一括返済也可)																																						
融 資 形 式	証書貸付(融資期間が1年以内の場合は手形貸付也可)																																						
保 証 料 率	次の保証料率を適用 <table><tr><th></th><th colspan="9">保 証 料 率 区 分</th></tr><tr><th></th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th></tr><tr><td>保証料率</td><td>1.61%</td><td>1.48%</td><td>1.31%</td><td>1.14%</td><td>0.97%</td><td>0.85%</td><td>0.68%</td><td>0.51%</td><td>0.38%</td></tr></table> ※有担保の場合、0.1%差し引いた保証料率を適用する。中小企業の会計処理による保証料率割引については、当協会所定の定めによる。										保 証 料 率 区 分										1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.61%	1.48%	1.31%	1.14%	0.97%	0.85%	0.68%	0.51%	0.38%
	保 証 料 率 区 分																																						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9																														
保証料率	1.61%	1.48%	1.31%	1.14%	0.97%	0.85%	0.68%	0.51%	0.38%																														
融 資 利 率	金融機関所定利率																																						
担 保 ・ 保 証 人	●担保…必要に応じて ●保証人…原則として法人代表者のみ																																						
必 要 書 類	通常の申込関係書類のほか、本制度所定の「『健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度』申込書」の添付が必要です。																																						

■ 取扱期間／2022年3月31日(当協会保証申込受付分)まで

■ 保証申込・相談窓口

担当地域制をとっていますので、法人の方は登記上の本店所在地、個人の方は住民登録地を担当する窓口にお気軽にご相談ください。また都外に本店または住民登録のある方は都内営業所の所在地の窓口までお願いします。



当協会では各支店内の「創業アシストプラザ」にて創業に関する様々なサポートを実地しています。創業に関するご相談も各支店までお気軽にお問い合わせください。